

新型コロナウイルスに係る保険料等の免除について

新型コロナウイルス感染症により組合員の方が重度の治療を受けた場合、その世帯の組合費及び建設連合国保保険料を、最大3か月分免除します。

① 対象となる世帯

組合員が工呼吸器を装着し集中治療を受けるなど重度の治療状態になった場合。もしくは組合員が1か月以上の治療を要するとの診断書を発行されている場合。
(PCR検査などで陽性と診断されたことのみによって、該当するものではありません。)

② 免除対象期間と免除額

令和2年2月から令和3年3月までの間で、診断書に記載された治療開始日の属する月から3か月分の組合費及び国保保険料。ただし、治療開始月が令和3年2月以降の場合は、3月分までとなります。

③ 申請に必要な書類

上記①の内容が記載された医師の診断書(コピー可)です。
支部にご連絡をいただければ、「国民健康保険料免除申請書」をお送りいたします。必要事項を記入のうえ、診断書を添付して支部に提出ください。

④ 申請期限

令和4年2月28日です。

資料請求・お申し込み・お問い合わせは

建設連合・兵庫県建設組合

〒653-0812 兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1-2F

TEL 078-643-6461

<http://www.kensetsurengou.gr.jp/>